

施策体系シート(行政経営Bシート)

作成者	組織	農業安全課	職	課長	氏名	紺野 欽一
評価者	組織	農業安全課	職	課長	氏名	多田 実次

施策	施策の目標	成果指標	単位	目標値 (年度)	現状値		評価
					(年度)	(年度)	
施策	食品の安全・安心の確保	食品の適正表示率	%	100 (H26)	98.8 (H25)	97.9 (H26)	B

施策の目標達成に向けて重点的に取り組むべき課題							課題に対する主な取り組み				評価		
施策	課題	成果指標	単位	目標値 (年度)	現状値		事務事業	対象	予算 (千円)	決算 (千円)	事業の有効性	今後の方向性	
					(年度)	(年度)							
施策	課題1	食品の表示の適正化	食品の適正表示率(再掲)	%	100 (H26)	98.8 (H25)	97.9 (H26)	1 食品表示適正化事業	食品事業者	2,689	2,437	B	継続
								2 米トレーサビリティ制度推進事業	米販売業者	385	376	B	継続
	課題2	特定家畜伝染病の予防	高病原性鳥インフルエンザの発生件数	件	0 (H26)	0 (H25)	0 (H26)	高病原性鳥インフルエンザ予防対策事業	家きん飼養農家	5,448	5,447	A	継続
			口蹄疫の発生件数	件	0 (H26)	0 (H25)	0 (H26)	口蹄疫対策事業	偶蹄類飼養者	990	990	A	継続
			特定家畜伝染病の発生件数	件	0 (H26)	0 (H25)	0 (H26)	畜産農場防疫環境整備事業	畜産農家	6,773	6,179	A	継続
課題3	鳥獣害の防止	鳥獣(イノシシ)による農作物の被害額の減少	千円	対前年度比△ (H26)	49,777 (H25)	91,449 (H26)	鳥獣害防止対策事業	対策協議会	117,517	72,218	C	見直し	

# 事務事業シート(行政経営Cシート)

事務事業名 食品表示適正化事業	事業開始年度	14	事業終了予定年度	
	根拠法令 ・計画等	JAS法		

作成者	組 織	農業安全課			
職 氏名	課長補佐	藻寄	正洋		
電話番号	076	-	225	-	1626 内線 4710

**事業の背景・目的**

「食」の安全・安心に寄与するため、食品事業者等に対するJAS法等の表示制度について普及啓発を図るとともに、生鮮食品や加工食品の表示調査(原産地等)及び県産米の袋詰め米穀に対するDNA鑑定による監視指導を行う。  
 平成24年度に発生した県内加工食品製造業者による原料原産地の不適正表示事案を受け、平成26年度は平成25年度に引き続き加工食品製造業者に対する調査及び監視指導を強化して実施する。

**事業の概要**

**1 事業内容**

- (1) 普及啓発
- ① 食品表示に関するセミナー・研修会等の開催
    - ・対象者：食品製造業者、食品販売業者などの事業者、一般消費者等
    - ・対象予定者数：年間のべ2,000人(40回程度開催)
  - ② 食品表示に関する相談への対応
    - ・相談件数:300件程度
- (2) 監視・指導
- ① 食品表示調査
    - ・生鮮食品の小売業者(100事業者):消費者団体へ委託
    - ・生鮮食品の中間流通業者(50事業者):県実施
    - ・加工食品の製造業者(県実施:80事業者、消費者団体への委託:100事業者)
    - ・農産物直売所:24施設
    - ・輪島朝市:2回
    - ・近江町市場:1回
  - ② DNA分析による県産の袋詰米穀の品種判別調査(32点)
    - 小売店で販売されている袋詰米穀を買い上げ、農林総合研究センターでDNA分析
  - ③ その他、「食品表示110番」

**2 事業主体 石川県 (一部委託)**

**これまでの見直し状況**

- ・16年度までは、表示実態調査について緊急地域雇用特別交付金を活用していたが、17年度は、当該事業の終了に伴い、調査対象を重点化するとともに、一部を県職員で実施することとした。
- ・18年度:食品表示モニター設置事業を本事業に統合。
- ・20年度:加工食品製造業者への普及、監視指導を強化。
- ・22年度:輪島朝市・近江町市場をはじめとする観光施設への巡回指導を強化。
- ・24年度:食品表示モニター事業を廃止  
米のDNA鑑定による監視指導を本事業に統合
- ・25年度:加工食品製造業者に対する調査、監視指導を強化。

施策・課題の状況						
施策	食品の安全・安心の確保				評価	B
課題	食品の表示の適正化					
	指標	食品の適正表示率			単位	%
	目標値	現状値				
	平成26年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	100.0	97.7	99.0	99.8	98.8	97.9

事業費						
(単位:千円)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
事業費	予算	3,040	2,235	1,886	2,743	2,689
	決算	2,822	1,494	1,341	2,334	2,437
一般財源	予算	3,040	2,235	1,886	2,743	2,689
	決算	2,822	1,494	1,341	2,334	2,437
事業費累計	55,717	57,211	58,552	60,886	63,323	

評価		
項目	評価	左記の評価の理由
事業の有効性  (費用対効果の観点も含め、この事業が課題解決に役立ったか)	B	食品表示に関わる研修会の開催や巡回指導による普及啓発及び食品表示調査による監視・指導により、適正表示率は97.9%と高い。
今後の方向性  (県民ニーズ、緊急性、県関与のあり方等を踏まえ、今後どのように取り組むのか)	継続	今後も、事業者に対し、継続した監視・指導を行うことによって、表示の適正化を推進し、消費者の利益につなげていく。

# 事務事業シート(行政経営Cシート)

事務事業名 米トレーサビリティ制度推進事業	事業開始年度	14	事業終了予定年度	
	根拠法令	米トレーサビリティ法		
	・計画等			

作	組	織	農業安全課		
成	職	氏名	課長補佐 藻寄 正洋		
者	電話番号	076 - 225 - 1626 内線 4710			

**事業の背景・目的**

平成23年7月に完全施行された「米トレーサビリティ法」によって、米穀等を取り扱う事業者(生産者、流通業者、加工製造業者、小売業者、外食店等)においては、①取引記録の作成・保存(H22.10施行)、②米の産地表示(産地伝達)(H23.7施行)が義務づけられている。  
 流通販売経路の多様化が進む中、主食である米に対する消費者の関心は高く、研修会等を通じた普及啓発活動及び巡回調査・監視指導の実施により、米穀等の適正な流通と産地伝達の適正化を図る。

**事業の概要**

- 1 事業内容
  - (1) 普及啓発
 

新たに飲食店等を開業する事業者等を対象に、米トレーサビリティ制度の普及啓発を図る。

    - ① 米トレーサビリティ制度に関する研修会の開催  
(対象者) 食品事業者、直売を行う生産者等 (計10回程度)
    - ② 新規開業者(飲食店等)に対する普及啓発  
・石川県米穀販売商業組合への委託  
(委託内容) 新規開業店等に対し、パンフレット、産地情報伝達グッズ等の配布による普及啓発
  - (2) 巡回調査及び監視指導
 

米トレーサビリティ制度の対象事業者を巡回調査し、適正な対応がとられているか確認する。  
(対象者) 生産農家、流通業者、加工製造業者、旅館・ホテル、飲食店等 (計150事業者)  
※ 前年に不備のあった事業者 = 継続指導対象として監視指導を続ける  
(調査内容) 米の産地表示、米の取引記録等の適正な管理等
- 2 事業主体 石川県(一部委託)

**これまでの見直し状況**

施策・課題の状況						
施策	食品の安全・安心の確保	評価	B			
課題	食品の表示の適正化					
	指標	食品の適正表示率	単位	%		
	目標値	現状値				
	平成26年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	100.0	97.7	99.0	99.8	98.8	97.9

事業費					
(単位:千円)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
事業費	700	950	513	385	376
一般	634	625	389	376	376
財源	700	950	513	385	385
事業費累計	634	1,259	1,648	2,024	2,024

評価	
項目	評価
事業の有効性 (費用対効果の観点も含め、この事業が課題解決に役立ったか)	B 研修会の開催やパンフレットなどの配付による普及啓発及び巡回調査・指導により、制度の遵守につながった。
今後の方向性 (県民ニーズ、緊急性、県関与のあり方等を踏まえ、今後どのように取り組むのか)	継続 引き続き、米の産地表示や取引記録の作成・保存の徹底及び産地情報の伝達が適正に実施されるよう、米穀などを取り扱う新たな事業者などを中心に研修会や巡回調査を行う。

# 事務事業シート(行政経営Cシート)

<b>事務事業名</b>	高病原性鳥インフルエンザ予防対策事業	<b>事業開始年度</b>	H17	<b>事業終了予定年度</b>		<b>作 組 織</b>	農業安全課
		<b>根拠法令 ・計画等</b>	家畜伝染病予防法			<b>成 職・氏名</b>	課長補佐 金田 信春
						<b>者 電話番号</b>	076 - 225 - 1649 内線 4711

**事業の背景・目的**  
 平成16年1月に79年ぶりに国内で発生した高病原性鳥インフルエンザに対して、県としては平成17年度に、野鳥等による鶏舎内への鳥インフルエンザウイルスの侵入リスクを除去すべく、防鳥ネットの整備、平成18～19年度には車両等による農場敷地内へのウイルスの侵入リスクを除去するため、敷地出入口に消毒ゲート等の整備に係る助成を行ってきたところである。  
 その後、平成19年1月～2月にかけて宮崎県と岡山県で、平成21年2月～3月にかけて愛知県で、平成22年11月以降、9県24農場で、また平成26年4月には熊本県で高病原性鳥インフルエンザが発生していることから、県内での発生が危惧されている。  
 そこで県としては、県内の1,000羽以上の全ての養鶏場(23戸)及び100羽以上1,000羽未満の小規模養鶏場について、発生予察のための検査(ウイルス検査及び抗体検査)を実施するとともに、本病の防疫対応を強化するため、地域防疫会議の開催、防護服の備蓄等、本病の予防対策を総合的に推進する。

- 事業の概要**
- 1 事業内容
    - (1) 鳥インフルエンザ発生予察のための検査を強化する。
      - ・定点モニタリング: 県内の1,000羽以上を飼育する養鶏農家(23戸)のうち6戸を対象に年12回実施
      - ・強化モニタリング: 定点モニタリングを除く1,000羽以上を飼養する全ての養鶏場、及び100羽以上1,000羽未満の養鶏場を対象に実施
    - (2) 関係機関の連携を強化し、迅速な防疫活動を確保するため、地域防疫会議を開催する。(県内を農林総合事務所単位で5地域に区分する。)
    - (3) 本病発生時の初動防疫を迅速に行うため、防疫資材を備蓄する。
  - 2 事業主体 石川県(家畜保健衛生所、農林総合事務所)

これまでの見直し状況

施策・課題の状況						
<b>施策</b>	食品の安全・安心の確保	<b>評価</b>	B			
<b>課題</b>	特定家畜伝染病の予防					
<b>指標</b>	高病原性鳥インフルエンザの発生病数	<b>単位</b>	件			
<b>目標値</b>	現状値					
	平成26年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	0	0	0	0	0	0
事業費						
	(単位: 千円)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
<b>事業費</b>	予算	3,922	3,836	4,965	5,501	5,448
	決算	5,303	9,972	4,671	5,501	5,447
<b>一般</b>	予算	3,601	3,326	2,658	2,768	2,469
	決算	4,982	4,305	2,363	2,768	2,468
<b>財源</b>	決算	4,982	4,305	2,363	2,768	2,468
<b>事業費累計</b>		16,944	26,916	31,587	37,088	42,535
評価						
<b>項目</b>	<b>評価</b>	<b>左記の評価の理由</b>				
事業の有効性 (費用対効果の観点も含め、この事業が課題解決に役立ったか)	A	県内の1,000羽以上の全ての養鶏場、及び100羽以上1,000羽未満の小規模養鶏場を対象に、発生予察のための検査を実施し、本病の監視を行うとともに、海外での発生状況等の情報提供並びに注意喚起を行った。 また、防疫訓練及び地域防疫会議の開催や防護服等防疫資材の備蓄を行い、万一、県内で本病が発生した場合に、迅速な防疫措置が実施できるよう体制を整えた。 その結果、本病の発生はなかった。				
今後の方向性 (県民ニーズ、緊急性、県関与のあり方等を踏まえ、今後どのように取り組むのか)	継続	平成26年度は熊本県、宮崎県、山口県、岡山県及び佐賀県の5県で発生が見られ、本年4月以降も台湾や韓国等の近隣国で継続的に発生が見られていることから、本県への侵入リスクが危惧される。 このことから、早期発見のための発生予察検査、万一発生した際の迅速な初動防疫実施のための防疫訓練や地域防疫会議の開催を継続して実施する。				

# 事務事業シート(行政経営Cシート)

事務事業名	口蹄疫対策事業	
	事業開始年度	H23
	事業終了予定年度	
	根拠法令 ・計画等	家畜伝染病予防法

作組	織	農業安全課			
成職	氏名	課長補佐 金田 信春			
者	電話番号	076 - 225 - 1649 内線 4711			

**事業の背景・目的**

口蹄疫が万一、本県で発生した場合に、平成22年7月に策定した「石川県口蹄疫防疫対策マニュアル」に沿った迅速かつ確実な防疫措置を実施するための体制の整備を図るとともに、防疫作業の理解を目的とした訓練を実施する。また、隣県と情報交換を行い、発生時に備える。

- 事業の概要**
- 1 事業内容
- (1)防疫体制整備
- ・ 発生農場からの画像等のデータ送信体制の整備
  - ・ 防疫訓練の実施
- (2)防疫体制の充実
- ・ 県境防疫会議への出席
  - ・ 県内防疫体制確認

2 事業主体 石川県

施策・課題の状況						
施策	食品の安全・安心の確保				評価	B
課題	特定家畜伝染病の予防					
	指標	口蹄疫の発生件数		単位	件	
	目標値	現状値				
	平成26年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	0	0	0	0	0	0

事業費						
(単位:千円)		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
事業費	予算	1,000		1,028	914	990
	決算	839		1,028	914	990
一般	予算	442		332	338	288
	決算	362		332	338	288
事業費累計		0	839	1,867	2,781	3,771

評価		
項目	評価	左記の評価の理由
事業の有効性	A	防疫訓練を実施することで、発生時の具体的な防疫作業手順や内容についての確認を行うとともに、意識高揚を図り、本病の発生に備えた体制整備が図られた。
今後の方向性	継続	中国、韓国などアジア地域で口蹄疫が継続して発生しており、依然として本病が日本に侵入するリスクが高い状況にあることから、万一本県で発生した場合に、迅速な防疫対応が行えるよう、防疫訓練を継続して実施する。また、県境防疫会議に出席し、県境付近の農場での発生時の対応について、情報交換を行い、防疫体制の充実を図る。

# 事務事業シート(行政経営Cシート)

事務事業名 畜産農場防疫環境整備事業	事業開始年度	H25	事業終了予定年度	
	根拠法令	家畜伝染病予防法		
	・計画等			

作組	織	農業安全課		
成職	・氏名	課長補佐	金田	信春
者	電話番号	076	- 225	- 1649 内線 4711

**事業の背景・目的**  
 平成22年度における宮崎県の口蹄疫及び冬季における高病原性鳥インフルエンザの発生を受け、平成23年度に「家畜伝染病予防法」の改正が行われた。  
 法改正(H23.4.1)において、新たに発生予防対策として、「飼養衛生管理基準」(H23年10月1日施行)が定められた。これは家畜飼養者の発生予防対策の義務を定めたものであり、飼養者におけるこの取組を強化するため、国は「消費・安全対策交付金」において農場バイオセキュリティの向上に係る経費を計上した。  
 家畜飼養者による発生予防を強化するためには、地域における連携を図ることが重要であり、県はこの制度を活用し、県内全域で発生予防体制を構築し、地域一体となった防疫体制を強化する。

**事業の概要**  
 1 畜産農場防疫環境整備協議会の開催  
 (協議会の目的)  
 石川県における鳥インフルエンザ、口蹄疫等の発生を予防するため、地域一体となった取組について、必要な対策を講ずる。  
 (参集範囲)  
 県畜産協会、県酪農業協同組合、養豚協会、養鶏協会、全農石川、県等

2 地域一体となった取組  
 上記の協議会結果を踏まえ、農場への一斉消毒等、地域一体となった家畜伝染病発生予防の取組に対する支援

3 防疫設備の整備(防鳥ネット、動力噴霧器等)

これまでの見直し状況

施策・課題の状況						
施策	食品の安全・安心の確保			評価	B	
課題	特定家畜伝染病の予防					
	指標	特定家畜伝染病の発生件数		単位	件	
	目標値	現状値				
	平成26年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	0	0	0	0	0	0

事業費					
(単位:千円)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
事業費	予算			4,500	6,773
	決算			3,452	6,179
一般	予算			1,000	2,401
財源	決算			1,000	2,401
	事業費累計			3,452	9,631

評価	
項目	評価
	左記の評価の理由
事業の有効性 (費用対効果の観点も含め、この事業が課題解決に役立ったか)	<p style="text-align: center; font-size: 2em; margin: 0;">A</p> <p>家畜伝染病の発生予防のため、県内畜産農場(146戸)において消石灰の一斉消毒を実施することで、意識の高揚が図られた。                  また、農場において動力噴霧器9台と石灰散布機1台を整備し、農場の家畜伝染病の病原体の侵入防止が図られた。</p>
今後の方向性 (県民ニーズ、緊急性、県関与のあり方等を踏まえ、今後どのように取り組むのか)	<p style="text-align: center; font-size: 2em; margin: 0;">継続</p> <p>鳥インフルエンザについては、平成26年度に岡山県、佐賀県等5県で発生が見られるなど予断を許さない状況である。また、口蹄疫については、中国で継続的に発生が見られるなど、日本への侵入リスクが高い状況が続いている。                  よって、県内農場に対して、地域一体となって一斉消毒を実施し、家畜伝染病の発生予防を図る。                  また、引き続き県内農場における防疫設備の整備の推進を図り、防疫体制の徹底を図る。</p>

# 事務事業シート(行政経営Cシート)

事務事業名 鳥獣害防止対策事業	事業開始年度 H22	事業終了予定年度
	根拠法令・計画等	新たな食料農業農村基本計画、中山間地域等の総合振興のための計画等に係る基本方針

作	組織	農業安全課			
成	職・氏名	課長補佐 蕨寄 正洋			
者	電話番号	076 - 225 - 1626 内線 4710			

## 事業の背景・目的

近年、イノシシによる被害が金沢以南の各地で深刻化するとともに能登地域においても被害が発生し、単に農作物への被害だけでなく、生産意欲の減退を招くなど、地域営農へ大きな影響を与えており、個体数調整と併せて、防止対策や生息環境管理の重要性が増している。  
 このため、現地の状況に応じて、総合的な被害防止対策を組み立て、的確な技術指導ができる人材の育成に取り組むとともに、地域協議会が実施する取組に対する支援を行い、鳥獣被害の防止を図る。

## 【事業の概要】

事業内容	事業費	補助率	県予算額	事業主体
被害防止対策における人材の育成及び連絡会の開催	2,750	—	2,750	石川県
ハード対策 防護柵の設置	68,865	国庫:5/10以内 (過疎地域・山村等の条件不利地は5.5/10以内、自主施工は10/10以内)	68,865	南加賀鳥獣被害対策協議会 ほか8協議会
ソフト対策 捕獲檻の導入等	11,579	国庫:5/10以内,10/10	8,338	南加賀鳥獣被害対策協議会 ほか8協議会
計	83,194		79,953	

## これまでの見直し状況

施策・課題の状況						
施策	食品の安全・安心の確保	評価	B			
課題	鳥獣害の防止					
指標	イノシシによる農作物の被害額の減少	単位	千円			
目標値	現状値					
	平成26年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
対前年度比△	36,912	45,092	34,632	49,777	91,449	
事業費						
(単位:千円)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
事業費 予算	66,884	86,025	153,770	91,986	117,517	
事業費 決算	34,894	86,971	100,116	74,525	72,218	
一般 予算	487	1,000	950	1,200	29,820	
財源 決算	397	842	431	414	7,391	
事業費累計	34,894	121,865	221,981	296,506	368,724	
評価						
項目	評価	左記の評価の理由				
事業の有効性  (費用対効果の観点も含め、この事業が課題解決に役立ったか)	C	県内すべての市町において協議会が設立され、鳥獣被害対策として、①防護柵の設置(256km)、②捕獲檻の導入(158基)、③研修会の開催などが行なわれた。 また、①各農林総合事務所に現地指導チームを設置、②被害防止対策担当者研修の実施、③集落リーダーの選任、④生産者自らが行なう集落点検の実施、⑤鳥獣害防止連絡会の開催等、鳥獣被害防止のための体制整備及び連携体制の構築がなされた。 本県のイノシシ被害は、奥能登を含めた16市町で確認されており、被害金額は鳥獣被害全体の65%を占める約91百万円で、特に能登地域において被害が増加している。				
今後の方向性  (県民ニーズ、緊急性、県関与のあり方等を踏まえ、今後どのように取り組むのか)	見直し	今までの上記の施策に加え、今後は、捕獲檻と組み合わせた効果的な防護柵の設置に対する支援や、集落を越えた檻・柵の共同設置に取り組む市町への専門家の派遣等、市町における鳥獣被害防止対策が的確に実施されるよう事業を見直す。				